(五)　予定申告法人に係る法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額及び資本金と資本準備金の合算額について、算定の基準日を定めることとした。（第六条の二四、第八条の五、第四五条の四及び第四八条の二関係）

(六)　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第八条の一五、第八条の一六、第八条の一八、第八条の一九、第八条の二一、第八条の二二、第八条の二四及び第九条関係）

2　事業税

(一)　この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人の恒久的施設について、細目を定めることとした。（第一〇条関係）

(二)　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の三及び第二一条関係）

(三)　この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人の内部取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等について定めることとした。（第三五条の四の二関係）

(四)　付加価値割の課税標準である付加価値額から、一定の要件を満たす場合に、雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税標準の特例措置について、非課税事業等を行う法人に係る算定の細目を定めることとした。（附則第六条の二関係）

(五)　一般送配電事業者が特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該一般送配電事業者が当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

3　地方消費税

地方消費税の清算について、人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を一五分の三（改正前六分の一）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を一五分の二（改正前六分の一）とすることとした。（第三五条の二〇関係）

4　不動産取得税

(一)　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（第三七条の九の一二関係）

(二)　耐震基準適合既存住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる既存住宅に係る耐震基準適合要件のうち築年数に係る要件を削除することとした。（第三七条の一八関係）

(三)　社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第三九条の二の三関係）

(四)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から沖縄振興開発金融公庫から一定の資金の貸付けを受けて取得する施設を除外することとした。（附則第七条関係）

(五)　宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合の当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる住宅について行う改修工事の細目及び対象となる住宅の細目を定めることとした。（附則第九条の三関係）

5　軽油引取税

(一)　次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

(1)　警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者が当該設備の電源の用途に供する軽油の引取り

(2)　消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り

(二)　自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するものの電源又は動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる機械等の細目を定めることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

(三)　課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成三〇年三月三一日以後に到来する場合には、同日とすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

(四)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる条約その他の国際約束の細目を定めることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

6　固定資産税及び都市計画税

(一)　社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第五二条の一〇の一一関係）

(二)　国立研究開発法人日本医療研究開発機構が一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目を定めることとした。（第五二条の一〇の一一関係）

(三)　倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる一般倉庫の規模の要件を三、〇〇〇平方メートル以上（改正前一、五〇〇平方メートル以上）（多階建てについては六、〇〇〇平方メートル以上（改正前三、〇〇〇平方メートル以上））とし、冷蔵倉庫の規模の要件を六、〇〇〇立方メートル以上（改正前三、〇〇〇立方メートル以上）とすることとした。（附則第一一条関係）

(四)　電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備の取得価額の要件を四、〇〇〇万円以上（改正前二、〇〇〇万円以上）とすることとした。（附則第一一条関係）

(五)　津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる護岸の要件を改良されたものについては当該改良によって高さを増したものとすることとした。（附則第一一条関係）

(六)　南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

7　事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設を追加することとした。（第五六条の二六の五関係）